

問題は、歴史を参照する動機である。近代の歴代の過制がそのままで今に残るものはなれば、上一連の歴史の中でもそれを重視みることで描き出すかの點を打ち立てておけばならない。筆者が注目するには、地域住民の包摶と排除との視点である。されば本書で定義したことの「反軸」が、現場の人々を資源から遠ざけたり、負担を押しつけたりといった「排除」の侧面を含むからである。

筆者は、アジアの資源管理の歴史を見る適切な出発点が一九世紀後半の近代化の開始時点にあると  
考へている。一九世紀後半は、グローバル化の初期段階として西歐式の制度や技術が大規模に持ち込  
まれた時期であり、資源開発の規模や生産の体制も一気に拡大して、その後の時代の基調となる構造  
がつくれられた時期でもあった。本章が近代化に差しかかった時代の日本とイギリス（一九三九年まで  
はシャム）を比較するのは、これが理由である。なぜこの二国を取り上げるのかについては次節で詳

過去の開発が未来に大きく影響することとして、その「過去」から学ぶ近代化社会の教訓はより多くの森林史に金字塔を打ち立てた日本近世史家コントラ・タシトマムナガが『日本人はどのように森をつくるのか』のかの如きなど、現在との接点が薄く見えてなかなか読みがたくなります。たとえば日本の森林史に金字塔を打ち立てた江戸時代の徳川という統治者者の意志によつて周到な計画と實理の徹底が図られてきたのか】は、江戸時代の徳川という統治者者の意志によつて周到な計画と實理の徹底が図られていたこと、荒廃していった森林は徳川時代の中期には見事な回復を見せたと論じた（タシトマムナガ 1998）。

頻発する土砂災害や獸害問題、花粉アレルギーなど、日本では聴衆の関心を森林へと向けたニコスが絶えず報じられている。恵み多き森林が荒廃して、人間に思わず眞罰をかけてもともと森林をつくりなおすには長い時間がかかる。私たちは過去につくってきた森林とともに生き合いかねばならぬ。森林たけでない。前章で見たように、資源の開発と利用にかかるインフラ整備は、投資や人口の呼び込みを通じて、その土地の未来を決めてしまう。

環境国家のはじまり

環境問題に対する国際的見出しへつながる。本章で述べたように、環境問題は天災資源が中心経済へと編入されるとともに、国家の周辺部分に存在する天然資源が中心経済へと編入されるとともに、国家と社会の関係がどのように規定されたのかを探る。二つ目の国で対照的であつた地域住民の扱い方はその後の環境問題の成立過程に予期せぬ影響を与えた。

初期環境国家の形成過程

第3章 包摺と排除

場の人々を資源から遠ざけたり、負担を押しつけたりといった「排除」の側面を含むのである。一連の歴史の中でそれを重要なとして描き出すかの軸を打ち立てなくてはならぬ。それは本書で定義するところの「反転」が、現問題は、歴史を参照する動機である。近代化の時代の過剰がそのままで残るわけではない以上、しく説明する。

はシヤム)を比較するのは、これが理由である。なぜこの国を取り上げるのかについては次節で詳がつぶられた時期でもあった。本草が近代化に差しかかった時代の日本とタマ王国(一九三九年までまれた時期であり、資源開発の規模や生産の体制も一気に拡大して、その後時代の基調となる構造考へている。一九世紀後半は、グローバル化の初期段階として西欧式の制度や技術が大規模に持ち込筆者は、アジアの資源管理の歴史を見ると出発点が一九世紀後半の近代化的開始時点にあること

徳川時代の教訓をそのまま採用するわけにはいかない。ただし、現代の後発諸国への示唆を導き出した本書の立場からすれば、グローバル化が過程になっていたことで、荒廃していた森は徳川時代の中期には見事な回復を見えたと記述された(タマヤ一八六〇年)。くべきたのか』は、江戸時代の徳川とらう統治者の意図によって周到な計画と管理の徹底が図られ林史に金字塔を打ち立てた日本近世史家コラック・タマヤによると『日本人はどのようにに森を守りのか。さかのほる点だけ、現在との接点が薄く見えにくくなる気がする。たゞ日本日本の森過去の開発が未来に大きく影響するとしても、その「過去」から学ぶことは何かのばねはより

と利用にかかるインフラ整備は、投資や人口の呼び込みを通じて、その土地の未来を決めてしまう。未だに残す森林を守らなければならぬ。森林だけではない。前章で見たように、資源の開発林をつくりながらおさすには長い時間がかかる。私たちは過去にうへつてた森林とどうにか付き合いかがスが絶えず報じられている。思ひ多き森林が荒廃して、人間に思ひぬ負荷をかけてしましても、森頻発する土砂災害や黙書問題、花粉アレルギーなど、日本では衆の関心を森林へと向けるニード

## I 環境国家のはじまり

環境国家は天然資源に対する国家的介入による端緒を見出すことができる。本草でシヤム(現在のタイ)に着目し、国家の周辺部分に存在する天然資源を中心経済へと編入される過程で、國家と社会の関係がどのように規定されたのかを探る。ついでこの国で対照的であつた地域住民の扱い方はその後の環境国家の成立過程に予期せぬ影響を与えた。

### —初期環境国家の形成過程

## 第3章 包摶と排除

1977)。

これに対してシャム王室の地方に関する知識や辺境民との連絡手段は非常に限られていた(Bunnag 1977)。よって道路と通信手段が整備されていた日本はシャムよりも好条件で近代化を開始したといえよう。整備の水準という点でも、ほとんどの国民が識字能力をもち、江戸幕府による参動交代制度の成熟に資源の利用にかかる圧力の大きさを生み出している。加えて、近代化に先立つ民度と社會基盤や資源的に重要である。またシャムの人口密度は日本のそれに比べて圧倒的に低く、そのことは土地言うまでもなく両国には明確な前提条件の違いがあり、安易な比較はできない。すでに植民地化されてしまったといえる。そのためには、近代以降の政府の中央集権化への動機づけは財源以外の側面に求めるべくはない。

可能であるが、それを勘案しても農業部門を除いた天然資源が経済全体に占める比重は確かに小さくなつても歳入の〇・七%に過ぎなかつた(Wales 1934: 231-232)。しかし統計の信頼性を疑うとしてもわざわざ〇・二%で、錫、鉄、チークによる収益の総計はラマ四世期(在位一八五一-一六八)にgram 1971: 177)。ラマ一世(在位一八〇九-一四)時代における錫貿易からの収入が歳入に占める割合で指摘されている(Booth 2007)。しかし、明治時代はじめの日本では地代と酒税が歳入の八割をこえていたし、シャムでも森林や錫などの天然資源が税収に占める割合は五%程度に過ぎなかつた(Hu-植民地時代における統治の大好きな動機づけが歳入の確保にあつたことは、東南アジア経済史の文献

から自然資源の統治に高い関心をもつていていたことの証左である。

かなり初期の段階で資源管理を担う部局が双方の国の中央政府に設置されたことは、国家が早い段階本で、なぜ歳入上の貢献が少ない天然資源が國家管理の対象になつたのか、である。近代国家形成のあつたが、その理由は全く異なつていた。そこで本章で問いたいのは、近代化開始初期のシャムと日本から近代化を開始した。天然資源の中央集権的な管理は、この過程で両国が特に力を入れた政策で日本もシャムも、地方ごとの自治に多く任せた政治状況と内部に大きな身分格差を抱えた統治体急速な近代化を推進する手段として自らを国外との貿易に開放し、多大な費用を負担してお雇い外国人を政府の中枢に迎え入れたこと、である。

見る鉱山や森林開発の現場で、国家と社会の関係に伝統的な部分が多く残存していたこと。第三に、たこと。第一に、両国とも近代化を通じて直接的な植民地化を免れることに成功したゆえに、本章で採用する(こと)にとどまらず、地方勢力の台頭をけん制し、中央集権的な国家体制の確立を志向していくいた政治的状況は、次の三点において共通していた。第一に、両国の近代化が西歐的な近代技術を迫りくる西歐列強による植民地化から免れるために「急速」でなくてはならなかつた。両国は置かれて日本とシャムはいずれも一九世紀中ごろから急速な国家主導の近代化に着手した国である。それは

## 2 なぜ日本とシャムを較べるのか

い。

こうした基礎条件の違いはあつたものの、両国が目指す方向性には似た側面があつた。それまで各地方領主がそれぞれどの地域を治める分権的な政治体制であつた国を中央政府に一元化するといふ課題だったのは、地方に豊かに存在する天然資源と、その周辺に暮らす人々をどのようにして中央集権国家に編入していくかという点であつた。

う、統治機構の大規模な転換を同じ時期に経験したといふ点である。両国の中央政府にとつて特に重要な課題だったのは、地方に豊かに存在する天然資源と、その周辺に暮らす人々をどのようにして中央集権国家に編入していくかといふ点であつた。

国土狭隘といふ自己意識に強く縛られてきた日本において、天然資源の管理は各地の地方領主にとつて明治維新の以前から中心的な関心事であつた。森林や水、鉱物その他、各藩の領地にある資源利用の規則は、それぞれの藩ごとに決められていた。税と労役の主たる提供者であつた農民は、一定の範囲の土地に縛られ、移動の自由を制限されていた。明治維新は、こうした封建体制に終止符を打ち、これによつて資源をめぐる人との関係も大きなかわらげた。

明治政府が導入した抜本的改革の中で、本書の趣旨に照らして最も重要なのは地租改正である。八七三(明治六)年に施行された地租改正は、それまで藩ごとの自治を尊重して組み立てられてきた資源統治の構造を、土地の所有者個人と国家の契約関係に基づく中央権的な構造へと転換させる大胆な試みであった。それだけではない。それまで米を中心とする物納を原則としていた税が、所有地に定められた。新たに発行された地券は、所有者と所在地だけではなく、その土地の貨幣価値を表示し、貨幣価値はそれまで禁じられていた土地の売買を前提に評価された。地租改正が画期的であつたのは、それまで税が免除されていた都市住民と山林所有者をも課税の対象にする点で、より平等な税負担を目指した点である。

この改革で政府は主たる税源を田畠に求めたが、日本各地に点在する主要な鉱山も、近代化に必要な不可欠な資源として中央政府に収用された。たとえば武器や艦船の製造に必要な鉱山や施設は工部省の管理下に入り、各藩から取り上げられた。特に重要視された金、銀、銅は、新政府の財源として期待されただけでなく、金納制への移行とともにもう一律な通貨システムの確立に不可欠とみなされた。

の貢献は、とても足らぬものであったことはいえ、面積にして国土の約七割を森林地が占めている日本にとつて、森林への國家介入は農民に一つの角度から大きな影響を与えた。第一に、当時の農業では田畠に投入される肥料の大部分が森林の下草からもらされていたため、森林管理主体の変更によつてその利用を制限されることは、農民にとって死活問題であった。田畠に敷き込み、地中で腐らせた利用する刈穫などに用いる草木や落ち葉などを得るための林野は、田畠面積の約一〇倍は必要である（高柳 2017）。

第二に、地租改正は、国有地と私有地の区別を明確にすることを求めたが、その結果、森林地を中心にも区分できなあいまいな土地が多數生じ、これが入会争議に発展してさまざま対立が生まれた（福島 1970）。これらが政府は、中央政府に集めた所有者の確定していない森林を早々に手放すことになる。なぜ政府はたちに森林の多くを民間に払い下げる政策に打って出たのか。

森を維持する社会制度として機能していた（太田 2012：60-61）。

許される期間、採取に使つてよい道具、採取しよい量の制限が村人相互にかけられており、総じて森林を採取するために共同で利用する、山林・原野にある林のことである。そこで、資源の採取が農民が農用資材や生活の温床となつた。田畠には馴染まなかつたのである。「入会林」とは、農民が慣習的に管理されており、国有か個人有への嚴格な区分には馴染まなかつたのである。このため、政府にとって森林が長く続いた日本では、森林産物の市場が開拓されておらず、森林は長期的な投資の対象と見放すことに。

森林の払い下げは、国有林の多くに対する管理能力不足を政府自身が認めいたことの表れであつた。有効活用できな森林を保有するよりも、それを民間に放出して現金化した方が得策であると政府は考えたのである。所有地の境界線が比較的明確な田畠とは異なり、森林は地域に応じた慣習の多様性と地形的な条件、生産物の運いなどによつて一対の所有関係を確立するのが困難である。とりわけ荒廃した森林の払い下げは、売上金を直接国庫に入れるための手段であつたと共に、所有者の労働意欲を高めて課税対象地を拡大しただけではなく、資源をめぐる人々の対立を激化させ、過剰開発による資源の荒廃を促した。実際に払い下げの恩恵を受けたのが、有産者である地主層に限られていたからである。官有林への編入によつて入会林の利用を阻まれた農民の数は、一八九〇年（明治二二）年の九万九千人から八八（明治一三）年には一八〇万人に膨れ上がり、各地で激高した農民による放火や盜伐が横行した（林業収支調査会 1996：79）。頻発した反乱や暴動に耐えかねた政府は、やがて山林の私有化政策を撤回することになる。

政府はこうした急激な政策転換の余波、特に資源状況の劣化に対して中央で統制をかけるために、一八七九(明治二二)年に内務省の中に山林局を設置する。内務省は工部省と共に、国内統治だけではなく近代化を進めるための明治政府の中心機関であった。山林局の設置に大きな役割を果したのは明治維新の立役者の一人、大久保利通(一八三〇一七八人)である。彼は内治の改善を内外に優先して強調した人物であった。森林保護を近代化に不可欠な要素として重視した大久保は、山林局設置の建議の中で「山林ラ保護スルハ國家経済ノ要旨タルノ議」とし、水源の保全を含めた森林の生態学的な機能と、道路や造船などの国家的諸要請との関係を指示し、両者を調整する必要性を唱えた。

森林の中央集権化は、森林の管理それ自体をこえる大きな影響力を持った。学校、病院、橋、鉄道木材を用いるためには国許可が必要にならなければ、いまや国有林から供給されるようになり、いつたの枕木、船などを造るための材料のほとんどは、いまや国有林から供給されるようになり、いつたツ式林業の導入によって、森林に関する地域の伝統的知識は背景に追いやられた。所轄の明確化荒廃へと向かわせた(太田2012:121)。

そう簡単に切り換えることはできない。農民たちは土地の権利を守るために各地で国家への抵抗を続けた(福島1970)。「不法伐採」や放火などのかたちをとり、森林労働化をはじめ暴力で立ち向かうのではなく、森林の強引な森林没収に業界を煮やしたり、森林労働化をはじめ捕まる村人をあらからじ使に訴えた。焼けた樹木が村人に払ふ下げられる約束をしながら夜中に盗伐に入るといつた巧みな実力行め決めておいて、残された家族を村で支えられる約束をしながら儀性とともに捕まる村人をあらからじ強く一連の抵抗を研究した民法学者の小林三衛は、いつた抵抗の経験を通じて農民の権利意識が高まる一連の抵抗をあえて傍観し、消防活動に協力しないといつた抵抗戦略も各地で展開された。農民たちによる一連の山火事をあえて傍観し、消防活動に協力しないといつた抵抗戦略も各地で展開された。農民たちは官有林抗にのよって水面下で展開される「弱者の武器」の一ひとつは、統治者から見ればストレステム効果をもつ。農民による盗伐や放火とともに日常的な抵抗は日本各地で組織的に行われるものではなかったり、政府による「上からの管理」の限界を露呈する役割を果たした。

入会地の没収に対する農民の抵抗に耐えかねた山林局は、国有林を管理するためにの人員確保の観点からも、発足当初の排他的な森林管理を改めざるをえなくなつた。農民たちの「一 eins」を一定程度満足するためには、ただちに体制をゆるがす脅威にはならないであらう。しかし、それがあまりよりも抗に抗は、決定的なペナルティを科す相手を集めめることに支障が出て来る。日常的な抵抗も蓄積してみると、税金や兵力など統治に必要な諸資源を集めることに支障が出て来る。

させながら、労働力の提供を動機づける方向へと政策転換したのである(荻野1990)。たとえば一八九七年(明治三〇)年の森林法の制定を皮切りに、国有林の周辺に暮らす農民の不満を解消するための「地元施設」と呼ばれる施策がある。国有林における薪や放牧地の提供、肥料など生活資源の自由採取引き換えに、森林管理の役務提供を求めるのが地元施設の仕組みであった。こうした地元施設のほとんどは一定面積の森林管理を地元民に任せることで、秋田では地元施設である委託林が国有林面積に占める割合は一九三七年(昭和一二)年の段階で七割に及んだ(菊間1980:492)。委託林の制度は、非木材林産物を事前に契約の上で買取りるという過去の政策が機能していなかつたことへの反省に立脚していた(松波1920:278)。この時期、科学的な意見を重視し、森林の永続的利用を目指すドイツ林学の考え方に基づいて、それまでの一方的で抑圧的な政策から転換が図られたのである(荻野1990:274)。

地元施設という政策ツールは、決して農民の生生活水準の向上を目指して実施されたわけではなく、盗伐や山火事の監視など国有林の維持保全を住民に分担させることにその狙いがあった。しかし、結果として国家と社会が交渉する余地がそこに生まれたことは注目すべきである。一九〇七年(明治四〇)年に施行された改正森林法に基づく行政主導の森林組合の創設も、こうした住民包摂的政策の一結果として国土の森林被覆率を高めることに貢献した(斎藤2014)。

金、銀、銅の採掘と精錬の実績は遅くとも九世紀から確認できる。明治維新以前まで、他の資源とともに鉱物資源の方を見てみよう。日本には近代をはるかにさかのばる鉱物資源開発の長い伝統がある。三(明治六年)の日本坑法である。この法律は、地主の所有権が地下資源にまでは及ばないことを明確にした点で大きな意味をもつた。行政が鉱山の接収にこゝまで熱心であったのは、金納制への移行により、鉱山の管理も各藩に任せていた。維新後、すべての鉱山はいつたん政府の集中管理の下に置かれ、政府の許可がなければ採掘できまい仕組みになった。これに法的な根拠を与えたのは一八七三(明治六年)の日本坑法である。この法律は、地主の所有権が地下資源にまでは及ばないことを明確にした点で大きな意味をもつた。行政が鉱山の接収にこゝまで熱心であったのは、金納制への移行により、鉱山の管理も各藩に任せていた。行政が鉱山の接収にこゝまで熱心であったのは、金納制への移行を経た。政府は維新当初、大阪で主要な輸出品である銅の一括で、鉱山管理に関する制度は糺余曲折を経た。政府は維新当初、大阪で主要な輸出品である銅の一括で、鉱山管理を目指した。大きな初期投資を要する鉱山の開発にあり、政府は当初大蔵省の下に鉱山行政を

たわけである。

されただ規模ストライキの談数七一件のうち、四割以上二件までが鉱山現場にしたものだったことは、人為的な災害にみはわれやすすい労働者の劣悪な実情を反映したものと見てい（佐々木1971：252）。近代化的初期段階における鉱山労働者の大部分は農民であつたために、農閑期にしか労働供給がなく、過酷な労働条件も手伝つて鉱山に人手を集めることは容易ではなかつた。また、過酷な労働を引き受けける非熟練労働者の多くが、いわゆる土農工商の外にいる最下層の人々であつたことも、政府の労務管理政策に影響している（Yoshida 1980：4）。三池鉱業などで囚人が朝鮮人の強制労働が用いられるようになつたのは、農繁期にも安定した労働力を調達するための苦肉の策であつたといえう。政府による鉱山開発を軸とした工業化の追求は、熟練労働力の確保といつ壁にぶつかったわけである。

九〇年に再び農商務省に落ちてくるまでは、まだ鉱業省を転々とする。むろん、中央による統制の試位置づけでいた。その後、鉱山行政は農商務省、民部省、工部省、そして最終的に一八八六（明治一九年）に再び農商務省に落ちてくるまで、日本における労働者保護の規則が一九一（明治四四年）年の工場法にて〇年以内に制定されたのである。もちろん、これまで日本政府が末端の労働者に対してより温であつた。この法律は、プロイセンの鉱山法（一八六五）を参考にくへられた。

労働者の健康や基本的権利の保護について初めて言及した一八九〇（明治二三年）年の鉱業条例の制定岡の告発が契機となつて政府は鉱山労働者の状態に関する本格的な調査を行つ。その帰結の一つは、九州肥前の大森高島炭鉱を視察して、その惨状を雑誌『日本人』に発表して大きな反響を呼んだ。松活躍したジャーナリスト、松岡好一（一八五一年）である。松岡は一八八八（明治二二）年にこうした過酷な環境における劣悪な労働条件を初めて公に告発したのは、明治から大正期にかけて地の炭鉱で働く山本作兵衛（一八九一—一九八四年）は当時の炭鉱の様子を墨や水彩で生き生きと描いていた排水の作業が自動化された。しかし、明治維新後の西洋技術の導入と機械化により、それまで人力に依存必要としたからである。しかし、彼らの仕事は排水や運搬といった肉体労働に限定されていて。製錬や選鉱の作業は技術の熟練をんど採掘されつづけていた。鉱物資源はより地層深く、より奥地に求められるようになつた。この事ですでに指摘したように、鉱山開発の伝統が長い日本において、都市近郊の鉱山は明治の段階ではと

していった。

の充実は、特定の人々を排除して抑え込むではなく、労働者の保護と支援を含めた「生産に向かわせる権力」を強化し、国家の力を周辺地域と社会階層との未端にまで浸透させる効果をもつた。政府へを通じて国家に依存する人々が徐々に生み出されていったのである。このよくな日本の軌跡に比べて、同じ時に近代化を開始したジャムは、これから見るようになります異なる資源管理の制度を形成する。

#### 4 ジャムにおける排他的な集権化

情的であつたと解釈するのは早計である。もちろん過酷な労働条件ゆえの労働者の離反や労働放棄を抑制する狙いが政府にあつたと考えるべきである。とりわけ留学を通して西洋における工業化の弊害をいち早く学び取つていた内務官僚たちは、労働者との係争が激化する前にその予防を画策していたと考えてよい (Garon 1987: 22)。

図3-1 昭和初期までの坑内労働の様子（山本作兵衛画）  
出典）田川市石炭・歴史博物館、田川市美術館編（2008）『山本作兵衛の世界——炭坑（ヤマ）の語り部』、584の物語。



南北の錫、北部の森林

一九世紀後半までのジャムは、江戸期までの日本がそうであつたように、チャオと呼ばれる地方領主がそれぞれの領地を管理する統治体制をとつていた。地域の人々は、雑役と税の納入と引き換えに、地方領主による保護を受け、土地の使用权を認められていた (Seethakul 1989)。特に、商品価値の高いチーク林が密集する北部地域と、工業原料として欠かせなかつた錫が集中する南部地域では、地方領主がこれらの資源の管理を行つていた。つまり、近代化による資源の中央集権的な管理は、中央政府が資源を介して間接的に地方領主を管理下に收めるといふ大変革を意味しているのである。

このような国内体制に大きな影響を与えたのが、シャムを取り巻く国際關係であつた。自由貿易の拡大を企図した英國は一八五五年にシャムとの間にパウリング条約を締結した。これは関税を低く固定し、英国外洋権やシャム領土内における土地所有権を認めると平等不平等条約であつた。このように西から英國、さらには東から仏国が迫るなか、シャム政府にとって地方資源の管理は重要な外交課題であった。政府は地方の領主を介した統治体制を改め、統一的な税制に立脚した中央集権的な官僚制の確立を急ぐとともに西歐の植民地勢力に対抗しようとする。

日本と比較して人口密度が低く、労働力が稀少であったシャムでは、政府による労働者の管理が何よりも重要であつた。それゆえ、シャムでは人頭税を軸に労働力としての人の所有にかかる制度の整備が進んでいたのに對して、土地の所有にかかる制度の整備は著しく立ち遅れていた(Feeny 1989)。シャムの天然資源が十全に活用されていない理由を労働力の相対的な不足に見た同時代の論者もいた(Wales 1934: 10)。債務返済などを理由にした人間の売り買いは一九世紀末頃まで頻繁に行われ、特に少数民族を標的にした奴隸狩りは多発していた。一九世紀半ばにおける奴隸の数は全労働者人口の四分の一から三分の一を占めていたといふ(Thompson 1947: 214)。

こうしたなかで、ラーマ五世(在位一八六一—一九一〇)が手がけた行政改革の一つは、労働力に立脚した経済から、税収に立脚した国家への統治体制の転換であり、それによって地方領主の勢力を抑え、中央集権体制を確立するといつておる(Feeny 1989: 291)。日本がその税収システムを物納から

金納へと改革したが、やがても税収を通貨に立脚した統一的なものへと変化してしまったのである。

ヨーロッパ企業の進出を動機つけた（Ross 2014）。一九世紀シャムの錫は王室による独占的な輸出品に指定されたものの、実態としては南部地域の少數の華人資本の支配下にあり、彼らは県知事らとも密接な関係をもつていて地域一帯に大きな影響力ももっていた（Falcus 1989）。中国と英國の企業が主に関与した錫開発は領土問題をほとんど引き起しかなかつたが、北部のチークは領土問題と密接に関係してた。この点について同時代の観察者マッコーリーの次の描写は、当時の政府にとっての中心課題が木材の伐採そのものではなく、国内外

に影響する統治の問題であつたことを見示しておきま。

増大する木材貿易の重要性が、シャム政府による北部支配を動機づけていたことは間違いない。シャム北部のラオ諸国を傘下に収めるにあたりたゞ基本があつたといひとは疑いえないが、その手脆弱さは地方政府の怒らせないよう徐々に進められた。ついで最終的には、シャムの北部はすべて中央天然資源の一端は、開発の対象とみなされる以前から、国境線の役割を果たすことで国土の成立に重要な機能を果たしてきた(Tongchai 1994)。測量に基く地図が未発達だった近代以前のシャムにおいてさえ、英國が関心をもつ木材と鉱物資源の所在地だけは例外的に明確な境界線が設けられていてきた(Tongchai 1994: 65, 73)。中央政府を資源統治に働き動かしたのは、チャクラや錫の商品価値そのものと強める目的があったとしても不思議ではない。後に局長になる一人の外国人顧問(ドライツ人)は一八九一年の王室鉱山・地質局(後の鉱山局)の設立に、いつた地方勢力を牽制して中央の統制いうよりも、それらの地政学的な価値なのであつた。

一八九一年の王室鉱山・地質局(後の鉱山局)の設立に、いつた地方勢力を牽制して中央の統制を強める目的があつたとしても不思議ではない。後に局長になる一人の外国人顧問(ドライツ人)は一九〇一年に鉱山法を起草し、鉱山産業における規制の骨格をつへつた。最初の鉱山局長になつた。欧洲から導入された地質調査法や地籍図の作成手法は、効率的な資源開発のために欠くことのないものである。この中で「採掘権」が規定された。歐州から導入された地質調査法や地籍図の作成手法は、効率的な資源開発のために欠くことのないものである。この中で「採掘権」が規定された。

間の係争が絶えない無秩序な状況があつた(Krom Sapayakon Taranii 1992)。新たに設置された鉱山局には、中央集権的な国家をつくるための基礎にもなつたのである(Loos 1994: XVI)。

鉱山における主要な労働力は、華人の移民たちである(Mingram 1971: 210)。労働条件は過酷で、高賃金を維持する、とは労働者を確保するために不可欠な措置であった(Skinner 1957: 110)。小規模企業は一〇一六%のロイヤルティを政府に納めることになっていた(Mallach 1852: 22)。政府が自国内で鉱山専門家を養成し、華人労働者を自国民労働者で置き換えるようにみられた。一九三〇年代以降ナショナリズムの機運が高揚してからである(Krom Sapayakon Taranii 1992)。以上のようすに南部の錫開発は経済的な「飛び地」で行われ、採掘権リースという行政との間接的なつながりがあるたといえ、実質的には人移民の鉱物に対する知識は卓越しており、彼らは採掘にかかる重要な知識とノウハウを秘匿して将来的な資源開発上の優位を確保しようとした(Mallach 1852: 22)。政府が自国内で鉱山専門家を養成し、華人労働者を自国民労働者で置き換えるようにみられた。一九三〇年代以降ナショナリズムの機運が高揚してからである(Krom Sapayakon Taranii 1992)。

華人系企業は、華人労働者を自国民労働者で置き換えるようにみられた。一九三〇年代以降ナショナリズムの機運が高揚してからである(Krom Sapayakon Taranii 1992)。

一方で、北部に豊かに存在した森林の方は、ビルマから触手を伸ばしてきた英國の勢力から大きなかれ。華人系企業によつて牛耳られていた。

一方で、北部に豊かに存在した森林の方は、ビルマから触手を伸ばしてきた英國の勢力から大きなかれ。華人系企業によつて牛耳られていた。

シャム政府に森林管理を通じて中央集権化を急がせている。シャム政府に森林管理を通じて中央集権化を急がせている。シャムの経営の経験を積んだ英國人で、一九〇一年まで局長としてシャム林政の礎を築いた。ビルマに影響を受けていることになる。一八九六年に設立された王室森林局の初代局長のH. S.レイドはビルマでシャムの経営の経験を積んだ英國人で、一九〇一年まで局長としてシャム林政の礎を築いた。ビルマに影響を受けていることになる。一八九六年に設立された王室森林局の初代局長のH. S.レイドはビルマで

とにかくして地方領主の経済基盤を弱体化させる手段になっていたのである。この点については中央と地方の権限や機能分担の問題にまで及び、首都ハノンがその影響力を地方に伸張させた二ヶシヨンの回路を充実させて國家権力の地方への拡張に貢献した。森林管理をめぐる中央集権化森林局は木材資源の確保にとどまらず、流通経路の開拓、奥地における通信や交際といったコムニティouriもなりうる多民族が居住する地域と重なっていたのだ。

な錫やチータ林といった天然資源は北部と南部の国境近くに偏在しており、そこは国家統一の障壁に会と国家との関係に影響を与えたことは確かだらう。すでに見たように、ジャムの国家にとって重要な込みが制度化されていった(北原2012:329)。こうした国有化の動きが、資源の所在地にある地域社会で資源の枯渇に関する自觉が政府の中に芽生えがちとなり、その予防策としての国家による圃場の「公共地」を定めて外国人資本から國土を防衛するための制度が整っていった(北原2012)。これに並行〇年代に外国人資本による大規模な土地の占有が各地で生じたのをきっかけに、国家が独占できるところは限らない。タバコ研究者の北原淳が一次史料に基づいて明らかにしたように、ジャムでは一九一九年が国境沿いに存在する森林を保護しようとする動きは、森林保全そのものに動機づけられている時期に形成された森林をめぐる国家と社会の対抗關係は現代に至るまで長く続いている。

森林利用権が正式なかつて認められるとはなかなかいたのである(Peluso and Vandergucht 2001:778)。この政策關係者の間に定着し、国家が資源管理の独占的主体として立ち現れるに至った。慣習的な降、地域住民、特に山地で焼畑移動耕作を営む人々は森林の持続的管理の障害であるといふ認識が広

れていないう地はすべて国王、そして森林局の土地になることが明確にされた(Mekvichai 1988)。1901:7)。伝統的な焼畑移動耕作の正当性は認められず、法律に則って所有や利用の権利主張がなされなければ、政府の手中にあるチータ林の範囲を推計することはさえままならないと強調した(Slade 1901)。この時期に資源管理を介して、国家と社会の関係がより明確になつたといふことである。たとえば初代森林局長のスレイドは山地風による農法を「無駄が多い」と批判し、彼らを断固として規制し勢力の統制を大義に地方領主への働きかけを正当化した」と指摘した(Macaulay 1934:60)。11点目にはこの点について「森林局が設置されてからまもなく、ジャム政府は、中央集権化によるヨーロッパ一環境国家のあればの」という観点から、ジャムの森林の注目すべきは次の1点である。一点目は、ジャムにおける環境国家の萌芽

とみなす(Barton and Bennett 2010)。初期の森林局の中心的業務は、工室調査局と協力しながら詳細な地図を作成し、伐採権の範囲や伐採可能樹種を明確にして係争の発生を抑制するにとどめた(Slade 1901)。なかでもスレイドが注力したのは、伐採権の乱発を規制し、六年間は森林の保全育成が国家統治の中枢機関たる内務省の下にあったことは、天然資源の管理が木材や鉱物そのもの生産によって政治的に重要視されていたことの証左である。

シヤムでは、民間への払い下げではなく、伐採・掘権の乱発といふからたちで資源開発が進み、民間idel事業を限定したうえで、重要な資源を民間へと払い下げる政策へと急転換した。これに対して関係である。日本では明治政府が発足当初の全面的な中央集権的な管理を人々に放棄し、国営のモロコシの環境国家としての軌跡には、以下の一点でも大きな違いが見られる。一点目は、民間と政府が獎励したもの、資源基盤の劣化に対して政府だけでは対応しきれないという問題認識の反映であるとの限界を自覚していたからこそであった。一九〇〇(明治三三)年ころから政府が森林組合の設立をした大久保利通は、森林保護活動に地域住民を参加させる必要性を訴えたが、これは政府の行政能力一方、同じ時期の日本では、資源の稀少化がいつそう深刻な問題になっていた。山林局の設置を建議(Barton and Bennett 2010: 75)。それは中央政府による「科学的な管理」を正当化する引き金になった。進出とともにさう伐採権の乱発が招いたシヤム北部の森林荒廃は、ラーマ五世の懸案の一つでもあつた地域社会にその影響力を浸透させる手段としても重宝する機能を果たしていった。だからこそ税源としてこれまで見たように、シヤムの天然資源は単に商品や戦入源と見られていたわけではなく、国家が

## 5 シヤムと日本の比較——交わる國家・社会関係

かつたのである。

二〇〇〇年代に入まるまで、農民たちに国有林地の利用権を認めるという積極的な政策には発展しないそれがあくまで国有林地を占拠した農民人口が膨れ上がったことにに対する受身の対策であつて、集約の容認や地域住民が利用してよい範囲の区画化などへと村人たちへの態度を軟化させたわけだ。しとにかく(北原2010)。「禁止と許可」といふ白黒が明確な規制手段から徐々に、自給目的の林産物採りの係争の焦点となり、政府は苦しそれの使用权を乱発するといふその場のときの対応を繰り返すこととなる。その後、森林局の主導で拡張を続けた国有林は、各地で森林資源に日常的に依存していく村人たちのである。

のである。

を介して、といえるのであり、この展開はラオ国家を絶対的な支配下に收めたことから完了した時期である。そう考えると、シヤム政府が「地方統治」の支配体制を築きはじめたのは、森林局者がほほとんどであった。H・スレードが登場して森林局を設立した一八九六年は、ちょうどこのの偶然にもシヤム政府がラオの国家に支配権を拡張しつつあったとき、諸侯らは高齢に達しているしたがって、現在の諸侯たちの目の黒いうちに旧い支配体制を転覆させることは困難であった。ナーンの諸侯は、領土管理の実質においてはパンコタからほとんじん統制を受けなかつた。建設の上では何世紀もの間、中央に抑え込まれていた北部のラオ地方(チエンマイ、ラコン、ブッコー)の次の指摘は変化する情勢の本質を見事に要約している。

似の道をたどるもの、政府との関係からいっては日本でのそれが近い関係であつたのに對して、労働者の権利が認められるがつた（Mabry 1979）。自助組織の形成といふ点で日本とシヤムの労働者は類似権が認められるがつた（Cushman 1991: 43）。

財閥が半島における英國の影響に対する緩衝剤の役割を果たしていたのである（Cushman 1991: 43）。人系財閥が支配的な力をもつており、争議の仲裁なども担当している。中央政府から見ると、したた合策に取り込まれるところが多く（Ramasy 1979）。すでに指摘したように、南部の鉱山地域では華密結社としての性格を帶びていた（Cushman 1991）。組織的な暴動はときに中央集権的な改革の勢いを弱める効果をもつたが、そういう暴動はごく稀で、しばしばバコロの中央政府による財政的な迎えし、公に認知されていた日本の友子とは異なり、シヤムの相互扶助組織は当局の介入をかわすためのシヤムでも、鉱山での操業を牛耳っていた華人労働者が独自の相互扶助組織をつくつていった。しかし。

は、熟練労働者がいかに稀少な存在で、その労働環境がいかに過酷であるのかを端的に示していく保証があらう（Sato 2003）。アスラハッジのための相互扶助組織が日本各地で見られたといふ事実（舛田 1999）。友子はこうした渡り者を制度的に支え、移動先できちんと待遇されるといふことを互いにいふところが多く、技術を習得する目的で文字通り山から山へと渡り歩く労働者も珍しくなかつたといふれを通じて技術の伝播を下支えする役割を果した。埋蔵量にみるが、鉱山は数年の掘削で枯渇する我々や病気の際の保険として機能しただけではなく、「渡り」と呼ばれる熟練労働者の移動を保証し、そ

呼ばれる制度はこうした相互扶助組織の例である（松島 1978）。この組織は個々の労働者にとつて怪しく、労働者相互からなる自助組織の発達を促した。鉱山の熟練労働者の中でも見られた「友子」というアローを逆回して政府からの直接の保護を受けようとする労働者の運動を喚起しただけではながれ保護政策の恩恵は末端まで届いたわけではない。こうした現場の実態は、労働搾取的な資本家は注目に値する。仲買人や労働者の仲介役を果した組織が広範に存在したために、中央政府の労働点を築いてきたのである（Sato 2003）。

第二次大戦以降のことである。タマでは近代化の開始以来、一貫して中央政府が独占的な支配体制にならたのは一九八〇年代に入っからであり、鉱山部門で労働者の保護に関する法制度が整うのはよいとした。その一方で、タイで地域のコミュニティに対する森林の共同利用権が議論されるようになってから、鉱山部門では労働者の権利について積極的に制度を整いつた自給用資源の採集を許した。また、鉱山部門では労働者に労働力を提供するのと引き換えに、薪や下草とともに取り組んだ。森林部門では、契約によって国外の者が造林して収益を分け合う部分林といふ江戸時代から制度を踏襲し、地域住民が国有林管理に労働力を提供するのと引き換えに、薪や下草といふ熱心に取り組んだ。日本政府はシヤムに比べると労働者の保護や福祉事業に比較的熱心

企業の強化ではなく政府の統制強化が促された。日本では民営化の過程で財閥が急成長したのに對して、シヤムの資源部門では鉱物資源管理一部の華人労働者が影響力をもつてにならなければ民間資本は育たなかつた。

西国の違いは、じいから生まれたから。ほぼ同時期に近代化をスタートさせ、鉱業と林業といつつの天然資源部門を通じて形成された国家・社会関係が、日本とシャムの両国でくも異なる性格を帯びるようになつたのはなぜだらうか。第一の要因は、一九世紀のシャムにおける鉱業と林業が、稻作の行わっていた中心地から離れた「飛び地」で行われていたのである。山地民と華人労働者に依存した産業形態は、中央政府の直接的な統治の外に置かれていた。このために、中央政府はこうした辺境の労働者の権利保護には無関心で、ナショナリズムが高揚した一九〇年代から三〇年代にかけての時期は特に移民や少數民族への風当たりが強かつた(Thompson 1947: 230)。これに対して日本の森林と鉱物利用は、國家の主要な税収源たる農業と密接に関連しており、そのことが資源管理を通じた国家と社会の関係を密なものにしていった。国家による資源の地元開放が森林被覆率の維持に貢献したのは、それが徳川時代の地元林業家や民間による森林育成の実績に立脚していたからである(斎藤 2014: 161)。その一方で労働者の確保が風当たりが強かつた(Thompson 1947: 230)。これに対し日本の森林と鉱物利用は、國家の主要な税

大きな制約となつていた鉱業部門では、農民にとつて魅力的になるような福祉政策の促進や友子制度など旧慣の容認が進んだ。

第二の要因は、シャムでは資源開運部局の長のほとんどが西欧から呼び寄せたお雇い外国人で、彼らは植民地経営の観点から地域社会の伝統よりも効率的な資源開発を優先していくのである。これに対する派官僚によつて進められた工場労働者の保護に関する諸政策に表れている(Garon 1987: 230)。会派官僚によつて進められた工場労働者の保護に関する諸政策に表れている(Garon 1987: 230)。第三の要因は、日本では多様な天然資源が長く開発の対象になつてきたため、稀少化した資源を最大限度に活用するための工夫が随所で行われているのである。田畠の肥料として森林の下草が欠かせない存在となつていていた。他方で新たに持ち込まれたシャムの林業は、商業的な観点に基づくチーク材の安定獲得に目的が絞られており、鉱物についても錫だけが中心的な開発の対象になつていた。日本では金銀銅に始まり、石炭から鉄に至るまで多様な鉱物に政府の介入が行わっていたことに比べると、シャムになつていていた。他方で新たに持ち込まれたシャムの林業は、商業的な観点に基づくチーク材の安定獲得に目的が絞られており、鉱物についても錫だけが中心的な開発の対象になつていた。日本では金銀銅に始まり、石炭から鉄に至るまで多様な鉱物に政府の介入が行わっていたことに比べると、シャム

本の比較からわかるのは、国家権力の浸透度は行政単独で規定されるのではなく、社会との関係の中で規定されるといつていいのである。日本では、鉱山に対する国家関与は民営化と伝統的な労働者組織に國家が周辺社会へと浸透した程度の違いは、單なる行政能力の差と見るべきではない。シャムと日本

### 疎かれていた反転の種

家と社会の関係を性格づけたのである。

立脚している。シヤムの近代化初期における統治の浸透は、国際的な商品価値をもつ天然資源の植民地経営に端を発していったがゆえに擁取的であったが、その分、統治の範囲は労働力と天然資源の分布する場所に限定された。両国におけるこうした文脈の違いが、二つの国の環境国家黎明期における国

が整う過程で形成される人間同士の関係性が、国家の性格と統治のあり方を変える役割を果したと対象にならなかったのかを問うた。検討の結果としては、資源の開発と利用のための制度この章では、近代化開始当初のシヤムと日本で、なぜ歳入上の貢献が少ない天然資源が国家管理の宿した介入であつた。

日本の統治とは資源そのものの統治をいいて労働者層と国家との関係を形づくるといいう点で深い浸透力を日本では、旧慣を活用した資源利用政策は至極合理的な選択だったのです。天然資源の運動員と協力を不可欠にしたことは想像に難くない。耕作可能な土地の絶对的な制限下に置かれていた表される資源開発の限界を早い段階で目當たりにした。そのことが、資源回復に向けた地元の労働者も資源管理の中央権化に必死であった。ただし、資源開発の歴史が長い日本は極端な森林荒廃に代これで形成された国家・社会關係が、それぞれの政策の選択肢を規定したのである。日本もシヤムの繰り返すが、明治政府は国民に温情的な政策を選んでいたといふわけではない。シヤムと日本そのはるか以前にさかのぼる形成過程の段階ですでにその種が蒔かれていたと考えてよい。

の環境国家における反転は、いわゆる環境政策の主流化によつてはじめて生まれたというよりは、そ今 日に至るまで山地民や地域住民を排除する方向で資源管理が実施されてきた。その意味では、昨今に応じた住民の懐柔と国家政策への取り込み戦略が矢継ぎ早に打ち出されたのに對し、シヤムでは入った結果、人々と政府が永続的な対立の構図の中で争いや続けることになった点で両国は似てい

社会の関係を規定した。土地を国有と民有とに区分し、手つかずの森林のほんじで国家管理へと編然資源を中央集権的に支配しようととする努力は、その過程において資源の所在周辺における国家とこのように自然環境の支配は、間接的に人間社会の支配と再編成をともなつた。そして、辺境の天

べきだらう。

逆にいえば、シヤムで見られたような排他的な資源管理体制では、政府の実効的な統治力で補いつつ、中央政府主導の近代化を進めるためにどちらた、やむをえない選択であつたと考える地域住民の福祉や生活水準を優先して採択された方法ではなかつた。それは行政能力の不足を住民の片づけるべきではない。地域住民を包摂しながら国有資源の統治を深めていく日本政府の方針は、の排他的な体制を対比させて見てきた。両国政府のアプローチの違いは、意図的な選択の結果としてここまで、日本とシヤムの天然資源に対する国家介入の比較を通じて、前者の包摂的な態度と後者

べきだらう。

逆にいえば、シヤムで見られたような排他的な資源管理体制では、政府の実効的な統治力で補いつつ、中央政府主導の近代化を進めるためにどちらた、やむをえない選択であつたと考える地域住民の福祉や生活水準を優先して採択された方法ではなかつた。それは行政能力の不足を住民の片づけるべきではない。地域住民を包摂しながら国有資源の統治を深めていく日本政府の方針は、の排他的な体制を対比させて見てきた。両国政府のアプローチの違いは、意図的な選択の結果としてここまで、日本とシヤムの天然資源に対する国家介入の比較を通じて、前者の包摂的な態度と後者

いう点であった。そして両国が西欧諸国による植民地化の脅威、中央と地方の権力闘争、農民と支配階級の対立といふ点で共通していたにもかかわらず、日本で包摂的な政策がとられ、タイで排除的な政策がとられるようになつたのは、日本の資源管理において国家と地域住民がより相互依存的であつたからといふのが本章の結論である。両国で一九世紀に基盤がつくられた国家と地域住民の関係は、環境国家の時代に突入してからも変わることなく、初期環境国家の時代に形成された軌道の延長線上に今も乗つていると考えられるのである。

## 第二部 環境国家とアジアの人々